

特定農林水産物等登録簿

登録番号	第40号	登録年月日	平成29年 9 月15日
申請番号	第65号	申請年月日	平成28年 3 月29日
特定農林水産物等の区分	第2類 野菜類 ごぼう		
特定農林水産物等の名称	美東ごぼう(ミトウゴボウ)		
特定農林水産物等の生産地	山口県美祢市美東町 (図1参照)		
特定農林水産物等の特性	<p>「美東ごぼう」は、赤土の粘土質土壌で栽培されている長根で先まで均一の太さがあり、香りが高く、柔らかいごぼうである。</p> <p>一般的に、ごぼうの肉質の柔らかさ、香りの高さ、あくの少ないことなどは、土壌が重くなるにつれて優れるとされている。</p> <p>一方、粘土質の土壌は水はけが悪く、水を嫌うごぼう栽培には不向きな上、硬い土壌では根が曲がったり、また根になったり、収穫時の作業性も悪い。そのため、当該生産地では、牛糞堆肥の散布、ほ場で牧草等を栽培したり、隣接する秋吉台の丘陵地から採れる刈草を鋤き込み、排水を良くし、土壌に酸素が入りやすくなるよう土壌改良を行うとともに、播種前と収穫時には深耕機や油圧ショベル等で土を深く掘り返すなどの作業を施すことで、長根種の特性を活かして、60cm 以上のものが多く生産できるようになった。</p> <p>また、ごぼうは連作障害を起こしやすいため、収穫後は4～5年間ごぼう栽培を行わないことを生産者に徹底させ、その間、上記土壌改良を取り入れ品質の向上を図っている。</p> <p>さらに、収穫した後は「すなでる」といわれる伝統的な手法により、水洗いせず、風味や栄養が集中する皮を傷つけないよう、稲わらや柔らかい布等で1本1本手作業によりごぼうの泥を落とす作業を行うことで、ごぼうの香りを損なわない工夫を行っている。</p> <p>このように美東ごぼうは、粘土質土壌で栽培することによる肉質の緻密さ、4～5年にわたる土壌改良による長根なごぼうの生産、丁寧な出荷作業などが消費者の評価となり、香りが高く、柔らかい食感で、美味しいごぼうと県内外において人気のブランドとなっている。</p> <p>市場関係者からも、美東ごぼうは、「昔から、肉質が柔らか</p>		

	<p>く美味しいと取引先からの評判」、「やわらかさ、香りの良さで根強いファンがおり、高値で取引」と評価されている。</p> <p>NHK「うまいッ！」（平成 27 年 12 月 20 日 全国放送）やテレビ朝日の「世界にひとつ～ミラクルレシピ」の記事になるなど、マスメディアでも美東ごぼうの特性や手間を惜しまない生産者の取組が取り上げられている。</p>
<p>特定農林水産物等の生産の方法</p>	<p>(1) 品種 長根種系の品種を用いる。</p> <p>(2) 栽培方法 基本的な栽培方法は、以下による。</p> <p>① 収穫後に同じ圃場では 4 年～5 年ごぼう栽培は行わない。</p> <p>② 土壌改良として、牛糞堆肥の散布や圃場に牧草等を植えたり、秋吉台周辺の刈草を有機質堆肥として鋤き込む。</p> <p>③ 播種前に前堀として、機械で 1 m 程度丁寧に深耕し土に弾力層を作る。</p> <p>④ 出荷作業で行う「すなでる」は土が完全に乾燥しないうちに行う。</p> <p>(3) 出荷規格 出荷に当たっては、土をよく落とし、病虫害、腐敗等のないものを出荷する。</p> <p>(4) 最終製品としての形態 「美東ごぼう」の最終製品としての形態は、青果（ごぼう）である。</p>
<p>特定農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由</p>	<p>「美東ごぼう」の生産地は、国内最大級のカルスト台地秋吉台の北側に位置し、カルスト台地の石灰岩が長い年月で浸食されたポリエ（溶食盆地）と呼ばれる窪地であるため、周りから栄養のある土が集まり、古くから農業が盛んに行われてきた。</p> <p>「美東ごぼう」の生産地は、暗赤褐色の粘土質土壌が深く堆積し、土が重いことが特徴であるが、この特殊な地形と、粘土質の硬い土でごぼうを栽培するため、周りから土の圧力を受けてゆっくり成長をすることに加えて、収穫後の土壌改良や、深耕して酸素の入りやすい肥沃な土を作る栽培方法により、肉質がきめ細かくやわらかな食感が特長である美東ごぼうの特性が生み出されているといえる。</p> <p>さらに、出荷作業において行う「すなでる」という作業は、古くから美東ごぼうを生産している高齢の生産者によれば、昭</p>

	<p>和初期の頃から当地域では行われていたとの証言もある。</p> <p>この栽培方法と出荷作業は、当地で培われてきた伝統的な栽培方法であり、現在に至るまで生産地において継承されている。</p>
<p>特定農林水産物等の特性が確立したものであることの理由</p>	<p>美東ごぼうの歴史は古く、美東町史には寛文（1661年）の時代には税として上納されていた農産物の中に「ごぼう」の記述があり、当時から商品価値のあるごぼうが作られていたと推察できる。</p> <p>当該生産地では、緻密で直根の末端まで肉付きの良いごぼうができるとして、古くからごぼうの生産が盛んに行われてきた。</p> <p>昭和61年（1986年）に美東町農業協同組合（合併前）が事務局を持ち「美東町ごぼう生産組合」が設立され、栽培方法の統一、出荷規格の明確化を図り、現在に至るまで30年以上その生産が継続している。</p>
<p>規則第5条第2項各号に掲げる事項</p>	<p>法第13条第1項第4号ロ該当の有無：該当しない</p> <p>商標権者の氏名又は名称：－</p> <p>登録商標：－</p> <p>指定商品又は指定役務：－</p> <p>商標登録の登録番号：－</p> <p>商標権の設定の登録（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録）の年月日：－</p> <p>専用使用権者の氏名又は名称：－</p> <p>商標権者等の承諾の年月日：－</p>
<p>登録生産者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名</p>	<p>山口県農業協同組合</p> <p>山口県山口市小郡下郷2139番地</p> <p>代表理事理事長 折込 正一郎</p>
<p>備考</p>	<p>1. [登録生産者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名の変更]</p> <p>変更年月日：令和元年5月13日（2019年5月13日）</p> <p>（変更前）山口美祢農業協同組合</p> <p>山口県美祢市大嶺町東分 3443 番地 1</p> <p>代表理事組合長 飯田 昭一郎</p>

(変更後) 山口県農業協同組合  
山口県山口市小郡下郷 2139 番地  
代表理事組合長 金子 光夫

2. [登録生産者団体の代表者の変更]

変更年月日：令和5年 11月30日

(変更前) 代表理事理事長 金子 光夫

(変更後) 代表理事理事長 折込 正一郎